

27 陳情 第 1 号	集团的自衛権行使を可能とする関係法令の改正を行わないよう求める意見書に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成27年2月19日受理、平成27年2月26日付託
陳情者	新宿区四谷 _____ _____ 代表 _____ 外61名

(要 旨)

新宿区において、地方自治法第99条に基づき、集团的自衛権の行使を可能とする自衛隊法等関係法令の改正を行わないよう求める意見書を国（内閣および関係行政庁）に提出してください。

(理 由)

昨年7月1日、安倍内閣は、集团的自衛権の行使を容認する旨憲法解釈を変更する閣議決定をしました。現在、かかる閣議決定に基づき、自衛隊法等関係法令の改定に向けた作業が進められており、菅官房長官は、統一地方選後の5月連休明けに安全保障一括法案を提出することを明言しています。

そもそも、集团的自衛権の行使は、歴代政府のもとでも、憲法第9条に違反するものであり許されないとされてきたものです。その集团的自衛権の行使を可能とする法整備をするということは、これまでの我が国のあり方を根本的に変えるものです。それを、十分な情報提供や説明をすることなく、国民的議論もないままに、国会の終盤で法案を一括提出して数の力で短期間のうちに成立させようなどというのは到底許されるものではありません。昨年、新宿区議会総務区民委員会において、閣議決定について自民党、公明党会派からも「国民に十分説明しなかったのは反省すべき」「説明が非常に不足していることは間違いない」という声が上がったことから分かるように、少なくとも、国の方針の大転換にあたっては、国民的議論を保障するだけの十分な情報提供と時間をかけなければいけないというのは会派を超えて一致する点ではないでしょうか。

しかし、政府は閣議決定後も、集团的自衛権の行使がなぜ今必要なのか、なぜ急いで法制化をしなければならないのかについて、何ら国民の納得のいく説明をしていません。その証拠に、昨年の閣議決定後、直近の各種世論調査でも、集团的自衛権行使容認に反対する意見が半数以上を占める状況に変わりはなく、集团的自衛権の法制化を求める国民世論はほとんど存在しません。一方で、「テロとの戦争」に自衛隊が参加して泥沼の紛争に巻き込まれていくおそれはますます高まっています。

集团的自衛権が行使される事態になれば、地方自治体も戦争に動員されます。政府が民意に基づかず法制化を拙速に進めようとしている今、歯止めをかけるのは地方自治体の責務です。とりわけ新宿区は、平和都市宣言をしている地方自治体として、政府の

27 陳情第 1 号

行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにするために全力を尽くすべきです。

よって、新宿区議会におかれましては、地方自治法第 99 条に基づき、集団的自衛権行使を可能とする関係法令の改定を行わないよう、その旨の意見書を国に提出されたく、陳情致します。